

汚職によって失われた金を 追跡し、剥奪する

—国連アジア極東犯罪防止研修所

第17回汚職防止刑事司法支援研修—

岩下 新一郎

第1 はじめに

毎回、本誌面をお借りし、《海外の刑事政策のいま》とのトピックで、国連アジア極東犯罪防止研修所¹（略称「アジ研」又は「UNAFEI（ユナフェイ）」）が行っている研修の内容を紹介しているが、今回は、筆者が主任教官を務めた平成26年10月8日から同年11月12日にわたる「第17回汚職防止刑事司法支援研修」の模様を紹介したい（なお、本稿の内容については、その責はひとえに筆者に帰するものであることをお断りしておく。）。

第2 研修テーマと参加者

アジ研では、毎年1回、「汚職防止刑事司法支援研修」を開催し、各國の刑事司法実務家を招いて、汚職防止にスポットを当てた研修を行っている。

もっとも、汚職防止と一口に言っても切り口は様々である。例えば、前回（平成25年）実施した第16回汚職防止刑事司法支援研修では、汚職防止に必要な政府と民間の相互協力をテーマとして取り上げたが²、今回は、「汚職事件の効果的な予防・摘発と汚職犯罪収益の特定・追跡・保全・没収及び財産回復」というテーマで、「金の流れの検査」をひとつトピックとして取り上げた。

1 「金の流れの検査」—何が問題となるのか？

例えば、X国政府の官僚Aが、自己が管理する政府の金を横領したとする。Aは、横領した金を手元に置いておくのは危険と考え、Y国に住む友人Bに協力を依頼してBに送金し、Bは、自国（Y国）のZ銀行に架空のC会社名義の銀行口座を開設し、Aから受け取った横領金を、C名義の口座に商品の代金を装って入金したという事案を考えてみたい。

検査においては、①「Aがいくら横領したのか。」という横領金額を証拠によって特定する必要がある。②そのためには、Aを中心とした銀行口座や金融機関との取引履歴などの検査を徹底して行ってAをめぐる金の流れを客観的に解明する必要がある。③金の流れを追っていけば、Y国のZ銀行のC名義口座が浮上してくるが、国外の銀行であるので、どうやって口座取引情報を入手するか考えなければならない（検査権は外国には及ばない。検査官が外国に行って勝手に検査することはできない）。④検査の結果、Aの横領した金がC会社名義の口座に眠っていることが解明できたとして、Y国にある金をどうやって没収するか（Y国に没収してもらうか）という問題がある。更には、Y国が没収した金をX国に返還してもらえるかという問題もある。⑤また、このようなA→B→Cという金の流れは、架空会社への支払を仮装するなどしたマネーロンダリング行為にほかならないが、マネーロンダリング行為をどう取り締まっていくのかという別の側面からの問題もある。これらの問題は、①②は汚職事件の検査手法、③は国際検査共助、④犯罪収益の没収及びアセット・リカバリー（財産回復）、⑤はマネーロンダリング対策と言い換えることができるが、近年の社会経済のグローバル化に伴い、犯罪収益も複雑な金融取引や契約を悪用して海外に流れる傾向が強まっており、いずれも重要な問題となっている。

2 研修参加者

本研修には、下記のとおり、海外20か国から22名、国内から6名の計28名が参加した³。

- アジア地域－インドネシア（2名）、カンボジア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ベトナム（2名）、モルディブ、モンゴル
- 大洋州地域－サモア
- 中南米地域－ブラジル
- 欧州地域－ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン
- 中東地域－アフガニスタン、イエメン
- アフリカ地域－アルジェリア、チュニジア、南スーダン
- 日本－裁判官（2名）、検察官（2名）、警察官、証券取引等監視委員会調査官

ところで、日本でも、公務員の汚職摘発に関するニュースは時々見かけるものの、世界的に見ると、日本は汚職が少ないクリーンな国として位置づけられているといってよい⁴。他方、世界では、汚職が深刻な問題となっている国も多く、本研修の参加者の中には、汚職が極めて深刻な問題となっている国も数多かった⁵。

また、そのような状況に危機感を感じている国も多く、汚職対策委員会・汚職防止局といった汚職対策を専門に管轄する部局・機関を政府内に設置し、更には汚職事件の捜査訴追権限も与えて、警察検察とは別に独自の捜査・訴追を行わせている国も多い。本研修においても、海外参加者22名のうち半数の11名（アフガニスタン、バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、モルディブ、モンゴル、南スーダン、タジキスタン、東ティモール、イエメン）が、政府内の汚職防止機関に所属する検察官や捜査官であった⁶。

第3 本研修の概要

アジ研の行う国際研修は約1か月間という長期にわたる。国際研修の

狙いは、①研修参加者の各国の状況や課題・取組を知ること、②日本の状況・取組を知ってもらうこと、③世界の最先端の状況・議論及び取組を知ってもらうことにある、このような目的を達成するため、①研修参加者によるプレゼンテーション、②国内専門家による講義、③国内の刑事司法施設の見学、④海外専門家による講義、⑤グループ別ディスカッションといったプログラムが組まれる。本稿では、このうち、①海外参加者のプレゼンテーションの内容、②国内専門家による講義及び国内参加者によるプレゼンテーションの枠組、③海外専門家による講義内容について紹介する。

1 海外参加者によるプレゼンテーション

今回の研修では、研修参加者全員から、「汚職事件の効果的な予防・摘発と汚職犯罪収益の特定・追跡・保全・没収及び財産回復」という研修テーマに関する各国の実情・問題点・取組についてレポートを事前に提出してもらい、これに基づくプレゼンテーション（1人当たり30分程度）を実施した。いずれのプレゼンテーションも、自国の現状や問題点、取組等について詳細に報告するものであったが、その全てを取り上げると枚挙にいとまがないので、中でも、海外の汚職事情がよく分かるものをいくつか紹介したい。

○「賄賂とは？」－賄賂の形態

日本で「賄賂」といって思い浮かぶのは、例えば、民間企業の営業部長が、自社の製品を受注してもらう見返りとして、発注権限ある公務員に現金をこっそり渡すといった形態であろう。しかし、海外ではこれだけにとどまらない。例えば、アルジェリアの参加者の報告によると、アルジェリアでは、2006年に制定された汚職防止法（Law 06-01 on Preventing and Combating Corruption）において、「賄賂」の定義について、以下の3類型に分類して規定されている。

- ①「Bribes」－何らかの決定権をもっている公務員が、相手に不法な利益を与える目的で受け取る金もしくは一切の利益。

先にあげた日本の例は、まさにこれに当たるといえる。

②「Grease」－庶民レベルの必要な行政手続において、事務を担当する公務員に対して、手続をスピードアップさせるために支払われる金

例えば、市役所でなんらかの行政手続を申請する際にも、窓口の公務員から賄賂の支払いを要求され、これに応じて賄賂として金を渡せばすぐに手続を進めてくれるが、支払わないと1週間、2週間とわざと後回しにされる。

③「Abuse of authority」－警察当局に、犯罪者あるいは犯罪組織からの護衛を依頼する場合に、護衛官個人に支払われる金

例えば、警察に対して、犯罪組織からの警護を依頼するにあたっても、警護に当たる警察官から見返りの賄賂を要求される（しかも、金を払わなければ警護しないと脅される！）。

上記②③などは日本人の感覚ではおよそ信じがたいが、これらの例は、決してアルジェリアに限ったことではなく、他の海外参加者かも、自分の国でも同じような賄賂のやりとりが日常化しているとの報告が多くあった。また、先に紹介した Transparency International の CPI ランキングが低い国ほど、上記①のみならず、②③レベルの汚職が常態化している傾向が強いようであり、パキスタンの参加者（警察官）は、「下級公務員による窓口レベルの行政手続にまで賄賂がはびこっているという状況が深刻である。なぜなら、そこでは賄賂があまりに日常的であり、中には犯罪という認識が希薄な者さえ少なくない。」と指摘していた。

○ 法律は作っても、十分な執行ができない現実－法執行の脆弱性

海外では、先に紹介したアルジェリアのように、「反汚職法（Anti-Corruption Act）」「マネーローンダリング対策法（Anti-Money Laundering Law）」といったように、汚職やマネーローンダリング対策に特化した法律を制定している国が多い。そして、その法律におい

て、処罰の対象となる行為や刑罰が詳細に定められ、また、捜査訴追を所管する機関（汚職対策機関やマネーローンダリング対策機関）やその内部機構、捜査権限等にわたって詳細に定められている。本研修に参加した者の大多数の国が、このような反汚職法やマネーローンダリング対策法を制定していた。

他方、発展途上国では、このような詳細な法律を制定したもの十分な執行が伴わないという国が圧倒的に多いのも、また現状である。本研修においても、汚職対策法やマネーローンダリング対策法といった法律は制定されたが、十分に機能していないとの報告は少なくなく、中には、数年前にマネーローンダリング対策法を制定したものの、いまだに1件も摘発例がないという報告もあった。

十分な執行が伴わない原因として、人材と技術と設備のいずれもが圧倒的に不足しているという意見が海外参加者の大多数であった。例えば、犯罪収益の流れの捜査に当たっては、冒頭の例題のような架空の代金支払を仮装したマネーローンダリング事案を解明するためには相当の会計知識が必要となるし、電子メールが普及した現代社会においては、関係者の電子メールのやりとりもくまなく解析する必要がある（犯罪に近いメールほど消去されるのが通常であり、全容解明のために消去されたデータの復元も必要となる）。また、マネーローンダリングが複雑かつ巧妙になればなるほど、関連する銀行口座や金融取引情報も膨大となり、正確な分析のためには相当な知識と技術を持った捜査員が多数必要となってくる。

しかし、発展途上国においては、①捜査のノウハウがない。そもそも捜査知識を有する捜査官がない、②高精度の電子的証拠の収集・分析機器（いわゆるデジタル・フォレンジック）もない、仮にあっても使える捜査官はない、③捜査官のレベルを底上げしようと、必要な捜査知識・捜査手法を教える教育システムが構築できない（その土壤がない）という根本的な問題を抱えている国が多く、法律は制定したもの十分な執行ができないという深刻な問題が見えてくる。

○ 汚職対策機関設立の背景にあるもの－司法の腐敗

本研修の海外参加者は、その半数が汚職対策機関に所属する者であったことは、先に述べた。このような政府内汚職対策機関というものは日本にはない。では、なぜ、彼らの国では汚職対策機関を設置する必要があるのか。その背景事情について、南スーダンの参加者から報告があった。

南スーダンでは、南スーダン汚職防止委員会（The South Sudan Anti-Corruption Commission-SSACC）が2006年に大統領令によって設立され、同委員会は、大統領直属の機関として、汚職事件の捜査権限及び訴追権限を付与され、現在、南スーダンの汚職事件の捜査・訴追を一手に担っている。本研修には、同委員会のナンバー2として同委員会を統率している副委員長が参加したが、その報告によると、同委員会設立の背景としては、南スーダンでは、警察のみならず、検察官や裁判官の汚職も深刻であり、検察官・裁判官が、事件当事者から賄賂を收受して事件を握りつぶしてしまうことも少なくなく、適正な犯罪捜査や刑事訴追・裁判が期待できない状況にあった。もちろん、そのような汚職を行った警察官、検察官、裁判官こそ厳しく断罪さればならないが、汚職が蔓延する警察、検察、裁判所に対して自己の機関の汚職を適切に捜査・訴追・裁判をすることなど望めるわけもなく、汚職事件の捜査を一手に担い、司法機関に対してもメスを入れることのできる強大な権限と独立性を有した捜査訴追機関の設置が必須であった。

汚職対策機関の設立に至った背景事情については、各国によって異なるところはあるものの、その根底に刑事司法機関の腐敗という深刻な問題を抱える国も多く、その傾向は、先に紹介した Transparency International の CPI ランキングが低い国ほど強く見られる⁷。発展途上国の汚職問題は、先に述べた人材・技術・設備の不足だけではなく、司法の腐敗という国家統治の根本にかかわる問題も複雑に絡み合い、より深刻となっている⁸。

○ インドネシア反汚職委員会（Komisi Pemberantasan Korupsi: 通称「KPK」）の取組

汚職対策機関の活動状況については各国さまざまであるが、インドネシアにおいては、KPK が汚職の捜査訴追を行っており、近年、大きな成果を挙げている。本研修には、KPK からは検察官 1 名と財産追跡専門官（捜査官）1 名の計 2 名が参加し、近年の活動状況についての報告があったので紹介したい。

KPK は2003年に設立されたインドネシアの汚職対策機関であり、立法、行政、司法のいずれからも独立し、汚職事件及びマネーロンダリング事件の捜査及び訴追権限をもつ。その捜査権限は強大で、あらゆる通信手段（電話、電子メール、ファックス、インターネット等）の傍受を、裁判所の令状無くして行うことができる。また、銀行・金融機関に対して、被疑者の口座や取引に関するあらゆる情報の提供を要求する権限や、汚職による犯罪収益の隠匿が疑われる銀行口座の凍結を要求する権限（いずれも銀行側は拒否できない）を有しているほか、被疑者（被告人）に関する財産状況や課税状況等についての情報提供を関係機関に要求する権限や、入国管理局に対し被疑者の出国を禁止するように要求する権限も有している。

捜査は組織的に行われ、犯罪収益の捜査分野においても、財産追跡専門官（Asset Tracing Specialist）と呼ばれる高度の知識を有する捜査官が配置され、国内外にわたる財産追跡捜査を行っている。また、組織内に配置された検察官が⁹捜査の初期段階から介入し、起訴後の公判活動を見据えた効率的な捜査も行われている。このように、KPK では、強大な捜査権限をもとに高い捜査能力を有する捜査官と検察官による捜査が組織的に行われており、報告によると、2004年から2012年までの 9 年間で 294 名を摘発し（いずれも有罪判決を得ている）、摘発された者の内訳は、国会議員（50 名）、閣僚（6 名）、裁判官（4 名）、検察官（2 名）などめざましい実績をあげている。

2 国内専門家による講義及び国内参加者によるプレゼンテーション

今回、研修参加者の各国の捜査レベルの差は大きく、汚職事件の十分な捜査能力を備えているとは言いがたい国も少なくなかった。そこで、本研修では、日本の法制度や捜査手法を丁寧に紹介することにもウェイトを置き、国内参加者のプレゼンテーションと国内専門家の講義によって、捜査の基本的事項や汚職事件の捜査手法や犯罪収益の没収に関する法制度・手続の概要をカバーした。本稿は、主に海外情勢の紹介に主眼を置くので、ここでは詳細な内容には立ち入らないが、大枠だけは簡単に紹介したい。

まず、汚職事件の捜査手法（例題①、②）については、検察官の参加者が、具体的な事件を題材としたケーススタディ形式で日本の検察官の捜査について紹介した。また、東京地方検察庁から、特別捜査部における捜査経験の豊富な検察官を講師として招き、日本の検察による汚職事件や大規模経済事件の捜査手法について紹介していただいた。さらに、デジタル・フォレンジック分野の専門家を講師として招き、日本のデジタル・フォレンジックの最先端技術を紹介していただいた。また、国際捜査共助（例題③）については、最高検察庁から国際捜査共助について深い知識を有する検察官を講師として招き、国際捜査共助において基本となる原則や共通するルールについての講義をしていただいた。合わせて、警察庁からも国際捜査共助のエキスパートを招き、日本警察の国際捜査について紹介していただいた。また、犯罪収益の没収及びアセット・リカバリー（例題④）については、日本では刑法、組織犯罪処罰法及び麻薬特例法において詳細に規定されており、裁判官の参加者が、これらの各法制度の概要の解説を行うとともに、検察官の参加者において具体的な事例を題材とした捜査手法を紹介した。また、マネーローンダリング対策（例題⑤）については、汚職防止についての核となる国連腐敗防止条約（UNCAC）や、マネーローンダリング対策分野の国際協力促進のための政府間会合として設立された金融活動作業部会（Financial Action Task Force:「FATF」）

の動向が重要となっているが、この分野について、多国間政府間会合に多数参加している専門家を財務省から招き、詳細な講義をしていただいた。

3 海外専門家の講義の内容

本研修では、米国と韓国から1名ずつ検察官を海外専門家として招へいした。米国からは司法省刑事部資産没収・マネーローンダリング対策課国際室検事ジェニファー・ウォリス氏、韓国からは大田地方検察庁天安支庁刑事2部部長検事金泰佑氏を招き、ウォリス検事には米国のマネーローンダリング規制及びアセット・リカバリーの現状について、3回にわたって（1回120分）講義をしていただいた。また、金検事は、ご自身のスケジュールの都合もあり、1回の講義（120分）という短い時間であったが、韓国検察の汚職捜査について講義していただいた。

以下、両講師の講義の概要を紹介する。

(1) 米国のマネーローンダリング規制及びアセット・リカバリーの現状－ウォリス検事の講義内容

汚職犯罪に限ったことではないが、犯罪者が犯罪によって獲得した利益を手元に残してはならない。なぜか。理由は二つある。一つ目は、これを許すと、犯罪を行って利益が得られるのならリスクを犯してもいいと考える人間が現れる。二つ目は、犯罪者の手元に残った収益は次なる犯罪の資金源となる。犯罪を抑止するためには、犯罪者を摘発して処罰するだけでは不十分であり、犯罪によって得た収益を根こそぎ剥奪しなければならない。

他方、犯罪者も自己が獲得した利益を剥奪されまいと必死になる。どこから見てもクリーンな金であるかのようにみせかけ、捜査官に眞の出所を決して探知されないように腐心する。これがマネーローンダリングである。米国ではマネーローンダリングは深刻な犯罪と捉えられており、処罰も最長で禁錮20年と重い。犯罪者から根こそぎ収益を剥奪するためには、マネーローンダリングに対する的確な捜査と徹底

的な収益の没収を可能とする法制度が不可欠である。また、近年、金融マーケットのグローバル化に伴い、マネーローンダリングもグローバル化していることから、外国との捜査協力も重要である。

ア マネーローンダリング検査の基本構造を知ること

マネーローンダリングは、近年、ますます多種多様となり、かつ複雑・巧妙化している。しかし、その目的は同じであり、「金の出所を、本来のA（犯罪）から切り離し、虚偽のB（合法）と見せかけること」である。また、そのプロセスにも共通項があり、①置く（Placement）→②重ねる（Layering）→③まとめる（Integration）の3要素に分けて考えられている。

① 置く（Placement）

マネーローンダリングの第1の要素である。犯罪によって獲得した金をどうやって金融市场の流通に乗せるかという問題であり、犯罪者にとっては最も脆弱な局面といえる。

現金を手元に置いておくことはハイリスクである。現金はかさばるので多額になればなるほど保管場所にも困ってくる。かといって、不用意に銀行に預けるとFIUへの報告の対象とされてしまう。犯罪者にとっては、まずは、どのようにして手元にある金を自分から遠ざけ、金融市场の流通に乗せるかが鍵となる。いくつか方法を紹介する。

○ 現金を運ぶ

自分から遠ざける一番手っ取り早い方法は、現金を国外に輸送することである。外国に現金を移動させることは、捜査機関による摘発のリスクを軽減させる。その方法は、車に積んで国境を越える方法から、船舶の貨物に紛れ込ませる方法、旅行者を装って着衣の中や携行品の中に現金を隠して外国に輸送するなどさまざまである。原始的な方法であるが、今もよく用いられている方法である。

○ 分割預入れ（Smurf）

米国では、1万ドルを超える入金があった場合に、金融機関に対し、FIUへの報告を義務付けている。逆に、それ未満であれば報告は義務付けられないので、複数の銀行口座に1万ドル未満ずつ分けて預け入れるという方法も頻繁に用いられる。

○ フロント企業（Front Business）の利用

フロント企業とは、犯罪者に利用されている、あるいは犯罪組織をバックアップしている会社をいう。実際に会社としての実体を持ち、運営をしている点で、実体の伴わないペーパーカンパニーとは異なる。犯罪組織はフロント企業を有していることが多く、フロント企業を利用したマネーローンダリングも頻繁に行われている。

一例を挙げると、中古車販売のフロント企業であれば、2万ドルの中古車を購入しようとしている客に対し、現金払いであれば1万5000ドルに値引きすると持ちかける。当然、客は値引きされた方が嬉しいので現金払いに応じる。ここで、会計書類上は2万ドルで販売したことにして、犯罪収益の中から5000ドルを売上金に充当するといった方法である。これにより、この5000ドルは、中古車取引の代金に混ざって、金融市场の流通に乗せられる。

② 重ねる（Layering）

次に考えるべき要素は、金の出所を犯罪から切断しなければならないということである。この段階では、金が、他人名義の様々な口座や外国の銀行口座を転々と流れ、捜査機関による追跡を困難にさせる。商業取引を利用した手法が頻繁に用いられる。

ここでは、ペソブローカーとよばれる非合法に米ドルとペソの両替を行っている者によるマネーローンダリング事例を一例として紹介する。例えば、米国の麻薬ディーラーがコロンビアの麻薬ディーラーから麻薬を密輸したとする。両者とも捜査機関への発覚のリスクを回避するため直接の決済はせず、代金の支払いは非合法のペソ

ブローカーを介して行われる。つまり、米国のディーラーは麻薬の代金相当額を米ドルでペソブローカーに支払い、コロンビアのディーラーはペソブローカーからペソで受領する。また、麻薬の代金である米ドルを受領したブローカーは、今度は、麻薬取引とは全く無関係のコロンビア-米国間の貿易を利用してこれをクリーンな金に換える。すなわち、米国からコロンビアに商品を輸入する場合、支払通貨は米ドルであることが多いが、ブローカーが、米国の商品を輸入したコロンビアの貿易商に肩代わりして、米国の業者に対して代金を米ドルで支払い（この支払いに麻薬の代金の米ドルが使用される。）、後日、貿易商から代金相当額のペソを受け取る。これにより、麻薬の代金として支払われた米ドルは、麻薬とは無関係の第三者に渡り、麻薬取引当事者間には、麻薬取引とは直接関係の無い形に転換した金が残る。

③まとめ（Integration）

最後に考えるべき要素は、上記①②のプロセスを経た金は、最終的には自分の手元に戻ってくるということである。この手元に戻ってくる金を、どうやって疑惑が生じないようにまとめていくかという問題である。近年は多様化した決済手段がマネーローダリングを利用されているのが現実である。

○ オフショア銀行やペーパー会社の利用

いわゆるオフショア銀行や実体の無いペーパー会社名義の銀行口座開設し、そこに保管しておくものである。

○ プリペイドカード・システムの利用

現在は、多種多様なプリペイド・システムが存在しており、手元に戻ってきた金を使って、プリペイドカードを購入する。購入したプリペイドカードを使って、別のプリペイドカードを購入するということも可能であり、銀行を介さずに、容易に手元の金を分散させられる。分散した金を現金化することも容易であり、マネーローダリングの手段として使われる。

○ オンライン決済システムの利用

PayPal に代表されるオンライン決済システムも、Web ページのオーナーの特定が難しいことや、決済の管轄が国によって異なるなど、捜査機関の追跡が容易ではないことからマネーローダリングに利用されることが多い。

マネーローダリングの全てが、上記①～③のプロセスを順番に踏むわけではないが（一つの行為で①～③を充足するものもある。）、マネーローダリングの検査においては、検査官が、マネーローダリングの構造を理解し、いろいろなケースを知ることが何よりも重要である。

イ 米国における没収の法制度の概要

○ 没収の対象となるもの

米国では、犯罪によって得た収益及び犯罪の道具として用いられたものすべてが没収の対象となる。有形無形を問わない。もらった賄賂で家を買った場合、家そのものが没収対象となる。また、米国では、価値の増加も新たな犯罪収益と考えられており、例えば、100万ドルの賄賂をもらって100万ドルの家を建てたとして、その後、その家の価値が200万ドルに上昇したとしても、家そのものを没収できる。犯罪の道具として用いられたものについても同様である。違法薬物を製造していた工場も没収の対象となるし、医師が無資格の看護師を介して患者に処方箋を渡すなどしていた医療保険詐欺事件では、医師免許が犯罪の道具として使われたと認定され、没収の対象となったケースもある。

没収された犯罪収益は、米国政府が運営する没収ファンドにおいて管理される。この没収ファンドは、司法省の没収ファンドと財務省の没収ファンドの2種類に分かれ、捜査を行った組織が司法省の組織であれば司法省の没収ファンドに、財務省の組織であれば財務省の没収ファンドに入れられる。そして、これらは検査官の研修など法執行機関の必要経費に用いられている。

○ 没収手続

米国の没収手続は3種類あり、裁判を経ない行政没収と裁判を要する刑事没収と民事没収とに分かれる。

① 行政没収

法執行官によって行われる没収手続である。違法薬物や違法薬物の販売収益の現金などが対象となる。没収に当たっては一般に対する公告が必要であり、第三者は異議を申し立てることができる。異議が申し立てられた場合には、検察庁に送致され、裁判となる。

② 刑事没収

刑事裁判での有罪判決を前提とした没収手続である。いわゆる対人手続であり、没収の対象となるのは被告人所有の財産に限定される。刑事裁判では、まず被告人が有罪か無罪かについて審理され、有罪判決が出されると没収の可否について審理される。いずれも検察官が立証責任を負うが、前者は合理的疑いの余地を入れない程度の立証が要求されるのに対し、後者はいわゆる証拠の優越で足りるとされている。その理由は、被告人が有罪であることは証明済みであるからである。また、刑事没収では、資産の没収が不可能な場合には、没収に代わり、資産と同額の金銭の支払（金銭判決）を命じることもできる。

③ 民事没収

有罪判決を必要としない民事裁判による没収である。原告は米国政府であり、被告は対象となる資産そのものである（したがって事件名は、「マンション vs 米国政府」などとなる。）。当該事件について刑事裁判における有罪判決は必要ではなく、訴訟では、犯罪と資産の関連性を立証すれば足りる。また、その証明の程度は証拠の優越で足りるとされている。

刑事没収が対人手続であるのに対して、民事没収は対物没収といわれており、刑事没収と異なり、犯人以外の者が所有する資産であっても没収が可能である。さらに、相手が誰であろうと、原告は、

あくまで犯罪と資産の関連性を立証すればよく、没収に異議がある者は、自分が「無実の所有者」、すなわち、自己がその利益を取得した 당시に、それが犯罪に由来するものであるとは全く知らなかつたことを立証しなければならない。

④ 刑事没収と民事没収の使い分け

犯人が被告人として起訴されており、没収の対象となる財産が犯人の所有物である場合には、刑事没収の手続が取られることが多い。有罪判決の資料となった証拠が使えるし、本来の没収判決に代えて金銭判決を活用するメリットもあるからである。他方、犯人が死亡したり所在不明の場合には、対人の有罪判決を必要としない民事没収が有効である。外国人公務員の汚職事件で、本人は本国で処罰されており、汚職によって得た財産だけが米国に残っているという場合にも、民事没収が有効である。

ウ 海外の捜査機関との捜査協力の重要性

犯罪収益が海外に移転するケースも少なくなく、その場合、適正かつスピーディな没収の実現のためには海外の捜査機関との協力が不可欠である。現在、米国では、条約締結国¹⁰からの要請に応じて、米国の没収手続（上記刑事没収や民事没収）を行うこともできるし、あるいは、相手国の没収の裁判あるいは保全の裁判を執行することもできる¹¹。国際捜査協力の局面では、外交ルートや中央当局相互間の公式チャンネルと、公式によらない非公式チャンネルがあるが、ここで強調しておきたいのは、適正かつスピーディな没収の実現においては非公式チャンネル、すなわち捜査機関相互の直接的なコミュニケーションが不可欠であるということである。非公式チャンネルの重要性について、最近、ブラジルからのMLATによる捜査共助の要請に基づき、米国が共同捜査を行った2つの事件を紹介する¹²。

① ペントハウス事件

ブラジルの銀行役員が、数百万ドルの銀行の金を横領した事件で

ある。犯行が発覚した時には、既に、横領金は米国に送金されてしまっていたことから、ブラジルの捜査当局は米国に捜査共助を依頼し、米国との共同捜査が行われた。捜査の結果、被疑者は、横領金で米国のペントハウスを2軒を購入した事実が判明したことから、ブラジルの検察官は、これらのペントハウスの保全命令を請求し、ブラジルの裁判所から保全命令が発令された。ブラジルの捜査当局は、米国に対してこの保全命令の執行を求めたが、ひとつ大きな問題が懸念された。それは、このペントハウスの維持費が税金も入れると毎月1万ドル以上に上ることが予想されたが、他方、ブラジルでの被告人の刑事裁判は長期化が見込まれ、判決まで8年から10年はかかると想定され、保全命令を執行した後、判決までの間、1万ドル以上に上るペントハウスの毎月の維持費は誰が払うのかという問題が生じた。被告人が米国に所在していれば、米国の裁判所の命令によって、被告人に対して維持費を払わせることができるが、このケースでは被告人はブラジルにいるため米国の裁判権が及ばず、被告人が保全命令執行後の維持費の支払いを拒絶しても、米国は打つ手がない。そこで、ブラジルの検察官が裁判所に対して、再度、付帯条項（保全命令執行後のペントハウスの維持費も被告人が継続して支払う旨の条項）を付加した新たな保全命令を請求し、裁判所から付帯条項つきの保全命令を受けた上で、これを米国で執行した。

② 白蛇事件

ブラジルの動物園で飼育されていた新種の白蛇が忽然と姿を消した事件である。飼育員は蛇が死亡したと説明していたが、蛇の死亡を証明する証拠は一切なかった。その後、ブラジルの捜査当局は、米国のスネークブリーダーが、自己の運営するウェブサイトで白蛇を売りに出しているのを発見した。これがブラジルの動物園から姿を消した白蛇と酷似していたことから、詳細な写真鑑定を実施したところ同一との関係結果を得、米国当局に対して捜査共助を依頼し

た。共同捜査の結果、動物園の飼育員とスネークブリーダーが友人関係にあることが判明し、また、スネークブリーダーが白蛇をブラジルからコロンビアを経由して輸入した事実等も判明したことから、ブラジルでは飼育員に対し、米国ではスネークブリーダーに対して、一斉強制捜査に踏み切った。そして、強制捜査の着手に当たっては、証拠隠滅を阻止するために、ブラジルの飼育員と米国のスネークブリーダーに対する捜査を同時に実行し、成功した。

③ 考察

①のペントハウス事件では、保全命令を執行した後のペントハウスの維持費をどのようにして確保するかについて、米国の検察官がブラジルに渡り、ブラジルの捜査当局及び検察官と複数回協議を重ねた結果、維持費の支払条項付の保全命令を新たに請求し直すという結論に至っている。また②の白蛇事件では、いつ強制捜査に踏み切るかという時期について、米国とブラジルの捜査当局とで綿密な直接協議を重ね、強制捜査着手時も、直前まで直接連絡を取り合い、ブラジルと米国での同時着手を実現した。いずれの捜査も成功要因は、ひとえに両国の捜査官同士による直接のコミュニケーションを重ねた結果によるところが大きい。これらの事例からもわかるように、国際捜査協力の局面では、非公式チャンネル、すなわち捜査機関による直接のコミュニケーションが極めて重要であることを覚えておいてもらいたい。

エ アセット・リカバリーの現状

米国ではアセット・リカバリーについても積極的に取り組んでおり、基本的に、被害者のいる犯罪については、没収した金額を全額相手国に返還している。1989年から現在まで、43か国に対し、合計2億4886万ドルを返還している。また、薬物犯罪のような被害者のいない犯罪収益については、相手国の協力の度合いに応じて、没収した金額を共有（分ける）するアセット・シェアリングを奨励している。

(2) 韓国における汚職捜査の現状－金検事の講義内容

ア 韓国の汚職の現状と捜査機関

韓国では、ビジネスの中で汚職がまだまだ多い。韓国は北朝鮮と接しているため軍事関連施設も多いが、軍事関連ビジネスでの汚職や原子力発電所の受注がらみの汚職が特に多いといわれている。また、企業汚職では、企業資金の不正流用や企業会計での不正な粉飾、株価操作や政府助成金の不法獲得など民間でも汚職が横行している。最近の統計では、韓国の10人に8人のビジネスマンがビジネスを行うに当たって賄賂は必要であると考えているという結果も出ており、韓国はまだまだ腐敗から脱しきれてはいない¹³。

韓国では、警察官と検察官が、汚職事件についても、他の犯罪と同様に捜査権を有している。しかし、韓国的一般世論は、警察官は、検察官に比べて、政治家からの圧力を受けやすいと考えており、社会の耳目を引く汚職事件については、検察官に捜査してほしいという声が多数というのが現状である。そのような世論を背景に、韓国では、政治家や政府高官の汚職事件、大規模経済犯罪、国際犯罪については、検察官が警察の手を借りずに独自に行っているケースが多い。

イ 韓国検察の汚職捜査の枠組

韓国では、かつては、大検察庁 (Supreme Public Prosecutors' Office : 日本の最高検察庁に該当する) 内に中央捜査部 (Central Investigation Department of SPO) が置かれ、汚職事件の独自捜査などを行っていたが、2013年に廃止された。現在は、中央捜査部の捜査権限は各地方検察庁に移され、地方検察庁が管轄区域内の汚職事件の捜査に当たっている。そして、大検察庁が、これらの捜査を監督し、国際捜査共助など地検レベルで対応が困難なものについては必要なサポートをしている。大検察庁での対応部署は、反汚職部 (Anti-Corruption Department of SPO) である。反汚職部には、捜査指揮課 (Investigation Control Division) と捜査支援課

(Investigation Support Division) が置かれ、捜査指揮課は各地検の汚職事件の捜査を監督するとともに捜査情報を集約管理しており、捜査支援課は、汚職事件に関する検察官・捜査官の研修の実施や国内関係機関との連携、国際捜査協力等を担当している。

ウ 特別検察官

韓国では、別に、特別検察官制度というものがある。特別検察官は、国会の決議に基づき大統領によって任命される。特別検察官には、幅広い識見を有する者が任命され、弁護士や裁判官が任命されることもある。独立機関であり、特別検察官に任命されると6か月～1年間の捜査期間が与えられる。この間に汚職事件の捜査を行い、任期を終えると特別検察官の任を解かれ、元の仕事に戻る。この特別検察官制度は、高度な専門的知識を持つ者が、強い独立性によって政治的圧力を受けずに汚職事件の捜査を行えるというメリットがある一方、特別検察官の扱う汚職事件には、おのずとメディアを中心とした世論の強い関心が集まることから、不起訴にできないという過度のプレッシャーが生まれ、有罪の証拠が十分でないのに、メディアや世論の批判を恐れて起訴してしまうという問題も生じている。

エ 検察官の捜査能力向上に向けた取組

汚職事件捜査においては、高度の会計知識が必要となるとともに、ITの普及によって証拠のデジタル化も急速に進み、デジタル・フォレンジックの知識も不可欠となっている。このような事態に対応するため、大検察庁は、認証検察官制度を導入した。刑事事件の捜査に必要なスキルについて170種類に分類して、それぞれに研修プログラムを準備し、個々が得意とする分野の研修を自由に受けさせ、特定分野について詳細な知識とスキルを有するに至った検察官を「認証検察官」に認定し、専門分野の捜査に従事させるというものである。オールマイティな検察官を育てるのではなく、特定の分野に精通したエキスパートを育成することで、検察庁全体の捜査能

力を向上させようというのが狙いである。2013年は、21人の検察官が認証検察官に認定された。

第4 おわりに

グローバル化する金融市場の中でマネーローンダリングもグローバル化、複雑化、巧妙化しており、汚職犯罪による収益を追跡し、特定し、根こそぎ没収するには、めまぐるしく進化する犯罪に対応すべく捜査官の捜査知識やスキルをいかにして伸ばすかという問題と、国際捜査協力をより強固かつ緊密にしていくことが喫緊の課題として求められている。他方、発展途上国にあっては、司法の腐敗や捜査官の捜査能力・スキルの欠如といった根本的問題から脱する糸口すら見出せない国もあるのが現状であり、汚職については、単なる一国の問題ではなく、世界的な問題であるという意識共有のもと、先進国と発展途上国とが一体となって解決に取り組む強い姿勢がより強く求められているというべきであろう。

そのような世界的潮流の中で、UNAFEI の研修が少しでも役に立てればと願う次第である。

(前国連アジア極東犯罪防止研修所教官、現熊本地方検察庁三席検事)

*1 国連アジア極東犯罪防止研修所は、国際連合と日本国政府の協定に基づき、世界各国の刑事司法実務家の研修を目的として設立された国連の地域研修所である。設立は昭和37年（1962年）であり、現在の運営は、国連から日本国政府への全面委任のもと法務省が管轄し、研修のマネジメントは、教官として派遣された現役の裁判官・検察官・弁護士・保護観察官によって行われている。

*2 第16回汚職防止刑事司法支援研修の模様については、第51巻3号（平成26年6月号）に詳細な報告が掲載されている。

*3 国・地域については、外務省HPによる分類に従った。また、人数表記のない国からの参加者は1名である。

*4 各国の汚職の度合を示す基準として、Transparency International が毎年公表している Corruption Perception Index (CPI) が世界的にも有名であるところ、2014年の日本の CPI ランキングは174カ国中15位であり、アジア地域ではシンガポールの7位に次ぐ高順位である。

*5 研修参加者の出身国の中で CPI ランキングが最も高かったのは、サモア（50位）。他方、最も順位が低かったのは、アフガニスタン（172位）。また、参加国20カ国中15カ国が100位以下に位置づけられている。

*6 その他の海外参加者は、裁判所職員（裁判官含）3名、検察庁職員（検察官含）6名、警察官2名であった。

*7 本研修とは別の研修での余談であるが、平成27年2月～3月にかけて実施した仏語圏中西部アフリカ地域の刑事司法実務家を対象とする刑事司法研修のプログラムの一環として、筆者は、研修参加者を東京地方裁判所への見学に引率したことがあり、その際、刑事裁判官の執務室へ訪問する機会を得た。日本では、合議体を形成する裁判官が全員同じ部屋で机に向かい合わせて執務するのが通常であるが、これを見た研修参加者から、「これは素晴らしいシステムだ。なぜなら、こうやって裁判官がみんな同じ部屋で執務をすれば、事件関係者から個別に賄賂を受け取るようなこともできないし、裁判官の汚職を防げる。自分の国でも絶対導入すべきだ。」との感嘆の声が複数あった。発展途上国における司法の腐敗問題を感じた出来事であった。

*8 南スーサンの参加者は、「犯罪の捜査訴追は警察や検察によって適正に行われるのが司法のあるべき姿であり、独立して汚職事件の捜査訴追を行う機関を設立しなければならない現実が問題であると認識するべきである。我々は、汚職対策機関を設立して汚職事件の予防と摘発に尽力していると胸を張るのではなく、日本のように、警察と検察による適正な汚職事件の捜査訴追と、公正な裁判官による適正な裁判がなされ、汚職対策機関の設立を必要としない司法の実現を目指さなければならない。」と指摘していた。

*9 汚職捜査・公判遂行に長けた有能な検察官が、検察庁から KPK に一定の任期で派遣されている。

*10 条約については、捜査共助条約（MLAT）、捜査共助協定（MLAA）のほか、国連条約も根拠条約となる。

*11 ただし、要件として、その犯罪が米国内で行われた場合に、米国の法律によって没収が可能であることが必要となる。また、有罪判決前の財産保全命令については、副司法長官による承認が必要となる。他方、没収判決の執行であれば、外国の裁判所による有罪判決を前提としているので、かかる承認は不要とされている。

*12 事件名は筆者が独自につけたものである。

*13 2014年の韓国の CPI ランキングは43位である。